

独立行政法人情報処理推進機構役員報酬規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 5 号

最終改正 令和 7 年 7 月 31 日 2025 情経企第 126 号 一部改正

(総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員にあっては、基本俸給、通勤手当及び業績給とし、非常勤の役員にあっては、非常勤役員手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第 3 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に、次項に定める地域手当の月額を加えた額に 1.2 を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

- 一 理事長 1,092,000 円
- 二 理事長の職務代行を行う順位が第 1 位である理事 954,000 円
- 三 理事 856,000 円
- 四 監事 775,000 円

2 次に掲げる地域の事務所に勤務する常勤役員に対する地域手当の月額は、前項に規定する月例支給額に次に定める割合を乗じて得た額とする。

東京都特別区 100 分の 20

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 14 条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第 14 条に規定する額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じる。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬（通勤手当、賞与及び業績給は除く。）の支給日は、毎月 18 日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(日割計算)

第6条 次の各号に該当する場合の報酬（賞与、業績給及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。）の額は、日割計算によって得た額とする。

一 月の初日以外の日に任命された場合又は月の末日以外の日に退職した場合

二 月の初日以外の日に受けるべき給与の月額に変更があった場合

2 前項に規定する日割計算における勤務1日当りの報酬の額は、報酬の月額を当該月における土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。

（死亡した場合の報酬の額）

第6条の2 死亡した役員に対する報酬については、死亡当月まで支給するものとする。

（賞与）

第7条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

2 賞与の額は、第3条第1項に規定する月例支給額に、同条第2項に規定する地域手当の月額を加えた額（以下「月例支給額等」という。）に100分の250.5を乗じて得た額とする。

3 賞与は、当該年度の6月30日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の125.25を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の125.25を乗じて得た額に、基準日前6ヶ月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6ヶ月 100分の100

二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80

三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

四 3ヶ月未満 100分の30

4 基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員から引き続き役員となった者（情報処理推進機構役員退職手当規程第7条第1項又は第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与を支給しない。

6 賞与の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

7 次の各号のいずれかに該当する役員は、前6項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の

規定により解任された者（同項第１号に該当し解任された者を除く。）

- 二 基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（業績給）

第８条 業績給は、経済産業大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して１月を超えない日までに、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

- ２ 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割計算で支払う。

- ３ 前項の日割計算をするときは、業績給の額を３６５で除した額を一日分とする。

- ４ 理事長の業績給は、第３条第１項に規定する月例支給額に１００分の２４７．５を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に則した割合を乗じて得た額とする。

評価結果	割合
S評価	１００分の２００
A評価	１００分の１５０
B評価	１００分の１００
C評価	１００分の５０
D評価	１００分の０

- ５ 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

（非常勤役員手当の額）

第９条 非常勤の監事の非常勤役員手当は、月額４００，０００円又は日額５０，０００円とする。

（細則）

第１０条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- １ この規程は、平成１６年１月５日から施行する。

- ２ 平成１６年１月４日現在情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）に在職する役員であって、同年１月５日以降役員となった者の在職期間は、その者の協会の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなすものとする。

附 則（平成１６年３月２６日 ２００３情総第１５０号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 29 日 2005 情総第 106 号・一部改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 17 年 12 月に支給する賞与に関する特例措置）
- 2 平成 17 年 12 月に支給する賞与の額は、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。
 - 一 平成 17 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額及び特別都市手当の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成 17 年 6 月に支給された賞与の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 165 号・一部改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（月例支給額の引下げに伴う経過措置）
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する役員であつて、その者の受ける月例支給額が同日において受けていた月例支給額に達しないこととなる役員には、月例支給額のほか、その差額に相当する額を月例支給額として支給する。
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 3 平成 22 年 3 月 31 日までの間における改正後の規程第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 13」とする。

附 則（平成 18 年 12 月 22 日 2006 情総第 115 号・一部改正）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 2 規程（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 165 号）の附則第 3 項中「平成 22 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。
- 3 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における規程第 3 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 14」とする。

附 則（平成 20 年 2 月 22 日 2007 情総第 172 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における規程第 3 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 14」とする。

附 則（平成 21 年 2 月 18 日 2008 情総第 132 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 2 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における規程第 3 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 17」とする。

附 則（平成 21 年 6 月 10 日 2009 情総第 28 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
（平成 21 年 6 月に支給する賞与に関する特別措置）
- 2 平成 21 年 6 月に支給する賞与に係る支給割合については、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、100 分の 132 とする。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 2009 情総第 111 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 21 年 12 月に支給する第 7 条第 2 項に定める賞与に関する特別措置）
- 2 平成 21 年 12 月に支給する第 7 条第 2 項に定める賞与の額は、当該賞与の平成 21 年 12 月期以降の支給割合による改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア) 及び (イ) に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。
（ア）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては新たな役員となった日）において役員が受けるべき基本俸給の月額合計に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額
（イ）平成 21 年 6 月に支給された賞与の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則（平成 22 年 11 月 29 日 2010 情総第 134 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 12 月に支給する第 7 条第 2 項に定める賞与に関する特別措置)
- 2 平成 22 年 12 月に支給する第 7 条第 2 項に定める賞与の額は、当該賞与の平成 22 年 12 月期以降の支給割合による改定後の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。
(ア)平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに役員となった者にあつては新たな役員となった日）において役員が受けるべき基本俸給の月額合計に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間にあつては、当該月数から当該期間を減じた月数）を乗じて得た額
(イ)平成 22 年 6 月に支給された賞与の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則（平成 24 年 4 月 16 日 2012 情総第 3 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 6 月に支給する賞与の額は、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、この規定により算出される賞与の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
 - 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から施行日までの間に役員となった者にあつては、その役員となった日）において、役員が受けるべき月例支給額及び地域手当の月額の合計に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成 23 年 6 月 1 日において役員であった者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額及び平成 23 年 12 月 1 日において役員であった者に同月に支給された賞与の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
 - 三 平成 23 年 9 月に支給された業績給の額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 月例支給額 当該役員の月例支給額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 地域手当 当該役員の月例支給額に対する地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 四 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第 9 条の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは「27,000 円」とする。
- 5 第 2 項各号及び第 3 項各号の規定により計算した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日 2014 情総第 85 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 4 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、常勤役員には、改正後の規程第 3 条の規定による基本俸給のほか、この規程の施行の日の前日にその常勤役員が受けていた基本俸給との差額に相当する額を基本俸給として支給する。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

附 則（平成 27 年 3 月 11 日 2015 情総第 156 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日 2016 情総第 106 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日 2016 情総第 142 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日 2017 情総第 367 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 3 月 9 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日 2018 情総第 572 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 2019 情総第 615 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和2年3月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（令和2年12月2日 2020 情総第1195号・一部改正）

- 1 この規程は、令和2年12月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第7条第3項の規定の適用については、「6月30日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の126.5を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の126.5を乗じて得た額」とあるのは「6月30日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の129を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の124を乗じて得た額」とする。

附 則（令和4年6月23日 2022 情総第159号・一部改正）

- 1 この規程は、令和4年6月23日から施行し、令和4年6月1日から適用する。
- 2 令和4年6月に支給する第7条第3項の規定に定める賞与の額は、この規定により算出される額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された改正前の第7条第3項の規定により算出された額に126.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は支給しない。
- 3 前項に規定する調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4年11月24日 2022 情総第509号・一部改正）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（令和5年11月29日 2023 情総企第439号・一部改正）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第7条第3項の規定の適用については、「6月30日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の124を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の124を乗じて得た額」とあるのは「6月30日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の121.5を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、月例支給額等に100分の126.5を乗じて得た額」とする。
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（令和 7 年 1 月 8 日 2024 情総企第 876 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における第 7 条第 3 項の規定の適用については、「6 月 30 日に支給する場合においては、月例支給額等に 100 分の 125.25 を乗じて得た額、12 月 10 日に支給する場合においては、月例支給額等に 100 分の 125.25 を乗じて得た額」とあるのは「6 月 30 日に支給する場合においては、月例支給額等に 100 分の 124 を乗じて得た額、12 月 10 日に支給する場合においては、月例支給額等に 100 分の 126.5 を乗じて得た額」とする。
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則（令和 7 年 7 月 31 日 2025 情経企第 126 号・一部改正）

この規程は、令和 7 年 8 月 4 日から施行する。